

非営利公益団体の法人格取得と内部統治に関する一考察

— 中間法人法の成立による影響に関する検討 —

Governance and incorporated for NPOs in Japan

中村仁* Jin Nakamura

1. はじめに

1.1 非営利公益団体の概況

非営利公益団体は、政府・民間セクターと並んで、いまや地域社会活動や海外支援活動などを担うわが国の重要な構成要素となっており、国民の生活にとってなくてはならないものであるとさえいえる。現在、非営利公益法人全体では30万に近い法人が国内に存在しており¹、1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下、NPO法）によってそれは加速されたといってよく、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）のみを抽出しても、2008年12月31日時点で36,300団体²となっている。

非営利公益団体はその設立過程のきわめて初期において、NPP（Non Profit Person）³であった複数の市民が協働してNPG（Non Profit Group）⁴を形成するという段階を経る。企業にあてはめるのであれば、これはまさに起業ともいうべき萌芽的段階である。これが成長して、

NPO（Non Profit Organization）となるのである。そして、企業の起業と同様に、非営利公益団体においてもこの「起業」が円滑に行われるための社会制度の整備は、きわめて重要な問題である。また現在の日本においては、法人格は団体が社会貢献活動を将来にわたり継続的に行っていくに際して必要なツールである。本稿はこの部分に焦点をあて、萌芽的段階の小規模非営利公益団体の法人格の取得と、それによって発生する内部統治について、海外例を概観した上で、日本のシステムについて歴史的に検討し、現在のシステムについて考察する。なお、本稿において非営利公益団体と標記する場合には、いわゆる広義のNPOであり、公式設立、民間非政府、自主管理、非分配制約、公共性の5要素を備えた、非政府非営利セクターを構成する全ての団体を指すものである。

*東京大学大学院情報学環

キーワード：NPO、非営利活動、公益法人、中間法人、ボランティア、行政

1.2 非営利公益団体の法人格取得

NPO法成立以前は、萌芽的な段階の非営利公益団体が法人格を得ることは非常に困難であった。民法34条による社団法人・財団法人や社会福祉法人など、その設立にあたって許可・認可が非常にハードルの高い法人類型しか選択肢がなかったためである。その後、NPO法の成立によって萌芽的な段階の非営利公益団体の法人格の取得に関して一応の整備が行われた。しかしそれは未だ不完全なものであり、その理由としては内部統治に関して現行制度は極めて不安定であるという点が指摘できる。なぜならば、新たに社員となろうとする者に対して、団体およびその時点での社員が選定権を事実上有していないという問題がある⁵からであり、海外例を検討しても、このように内部統治を不安定にしている例はほとんど例がない。

しかし、中間法人法の成立によって無限責任中間法人制度による法人化が可能になったこと

1.3 先行研究の紹介と本研究

本稿に関連する研究は、3つに大別される。すなわちNPO法成立以前、NPO法成立以後、ならびに中間法人法成立以後である。その代表的なものをいくつか掲げる。

野口（1989）⁶は、中間法人制度が存在しないことについて、権利能力なき社団が増加するなどの問題点を指摘し、かなり早い段階からの問題提起を行った。川井（1995）⁷は、海外例を概観した上でボランティア団体の法人化に関する提言を行った。能見（1998）⁸は、現在非営利法人に法人格を付与する法律が存在していないことを指摘し、「団体性・継続性を備えて

により、小規模団体が法人格を得て活動を行うことに関しては、一応の完成を見た。ただし、一定の水準を持つ社会活動団体としての中間法人であっても社会的認知と政策的支援を得ることは難しく、これらを促進してゆくことが課題であった。具体的には一定の水準を備えた中間法人等に対してNPO法人と同程度の支援を受けられるような形を整備し、かつ非課税措置についても整備されてゆくべきであるという考え方である。

その後、2008年12月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が施行され、中間法人制度はこれに統合される形で廃止されることとなった。結果として中間法人制度創設時の課題は、かなり解決を見たといえる。

本稿は、この過渡期の制度としての中間法人制度に焦点をあて、その制度が与えた影響と問題点に関して説明するものである。

いる団体が、現在よりも容易に法人となりうるようになると」のために、「包括的な非営利法人法を立法する方法」と、「現行制度に追加する形で『ボランティア団体法人化法』ともいうべき特別法を作る方法が考えられる」と主張し、今日の中間法人法とNPO法の原型とも言うべき方法を提案している。

NPO法施行後は、非営利非公益法人への法人格付与に焦点が移り、法務省の担当者らによる中間法人法に関する論文が発表してきた。代表的な文献を紹介すると、齋藤（1999）⁹、相澤他（2000）¹⁰などを挙げることができる。また

関（1999）¹¹は、中間法人に関し非営利法人性という点から検討しており、公益法人の対立存在としての私益法人という概念を提起し、中間法人は公益法人よりも私益法人に近いと主張している。

中間法人法施行後は、NPO法施行後と同じく法務省の担当者による論文が発表されており、その代表的なものは相澤他（2001）¹²などである。また、実務家の立場から、大前（2002）¹³、が、小規模な市民グループの無限責任中間法人の活用について言及している。

先行研究は主に公益法人改革の視点からの研究であり、大規模な団体を対象としたものが中心であり、小規模団体に関する研究は少なく、本研究はその点を埋めるものである。また、中間法人法に関する文献は制度解説がその大半を占め、制度の利用に関する論文はわずかである。一方、阪神淡路大震災やNPO法の施行がはずみとなって、社会貢献をしようとする市民は増加しており、新たな非営利公益団体の設立は増加傾向にあり、本稿の扱う分野は今後研究が進んでゆくものと考えられる。

2. 諸外国における非営利団体の法人格取得と統治について

2.1 序文

本章では、海外における非営利公益団体の法人格取得とその統治が、どのような制度になっているかを概観する。法人格については提供されている法人類型と取得が難しいか否かに焦点をあてている。また、内部統治に関しては、社員の資格の得喪という点に焦点をあてている。参考とする国は、アメリカ・ドイツ・イギリス・オーストラリアをその対象とした。海外例を参

考にする理由は、日本の非営利法人に対する法人格付与制度は、他国と比較しても遅れて導入された感があり、先進例を参考にすることが有益であると考えられるからである。なお、海外例はその詳細を検討することは本稿の本意ではないため、関係する部分すなわち非営利公益団体が選択しうる法人類型とその設立方法、および優遇税制についてのみにとどめる。

2.2 アメリカにおける非営利団体の法人格取得と統治

アメリカにおける非営利団体のための法人類型については、非営利団体や公益団体の法人格取得に関する統一の連邦法ではなく、各州が個別の州法として規定している。1964年にアメリカ法曹協会（American Bar Association）が、模範非営利法人法（Model nonprofit Corporation Act）を示してはいるものの、依然として各州ごとにその内容は異なっている。さらに、

非営利法人と営利法人を統一の法人法典として規定している州と、別の法人法典としている州とがある。このような状況であるが、実質的には運用は各州法に委ねられているものの、実質的にはほぼ全ての州で同一要件・手続が採用されている。

非営利団体の法主体としては、基本的に①法人（corporations） ②人格なき社団（unin-

corporated associations) ③信託 (trusts) の3種類があげられる。法人は各州に規定されている非営利法人法または法人法典に従い、法人の目的を規定した定款および団体内部の規則である付属定款 (bylaws) を作成し、その目的達成のために事業を行う団体として各州の法人化委員会に提出し、登録を行うことにより設立できる。設立審査は形式的であり、州に内容を審査したり拒絶したりする裁量はない。カルifornia非営利公益法人法第5310条によると、社員の資格の得喪については定款等に委任されており、不安定な外部安定の要素を排除することができる。

アメリカにおいては、人格無き社団であっても契約主体となることができるため法人格を取得した団体とほぼ同程度の権能を有し、そのような点では法人格の取得はほとんどメリットとならない。そのため、非営利団体の設立に当たっては、法人格の取得より免税措置を受けることに重点が置かれる場合が多い。しかし、活動の範囲、理事や役職員の責任、理事の運営基準や

管理に関し、明確な法規定の制約を受けるという点で、その活動や運営の品質が定型的に担保されるという点でのメリットがある。

また、非営利団体に優遇税制が適用されるか否かは、連邦の内国歳入法 (Internal Revenue Code) や1969年改正税法などを根拠法として、全て内国歳入庁 (Internal Revenue Service) が判定する。全ての宗教団体と年間歳入5,000ドル未満の団体は、内国歳入法の規定により申請を要せず非課税となる。また、非課税承認された後は内国歳入庁の監督を受けるが、年間歳入25,000ドル未満の団体は同庁に対し、年間報告書の提出・審査を要さない。

アメリカでは、非営利団体の法人化は準則主義であり、簡単に設立できる。また、税制面では後に述べる他の海外例と比較しても、小規模の非営利団体に対して優遇措置は比較的簡単に得ができる。このように、アメリカは小規模非営利団体の設立にはきわめて寛容であり、成熟しているといえる。

2.3 ドイツにおける非営利団体の法人格取得と統治

ドイツでは、非営利目的の団体の制度としては公法上の法人と私法上の法人の大きく二つに分類できる。前者は公法人 (Koerperschaften)、公法上の協同組合 (Genossenschaften)、公法上の機関 (Anstalten)、公法上の財団 (Stiftungen) の4種類であり、主に公的目的ための法人である。行政のための機関や、ドイツ教会、大学、短大、商工会議所、職業組合などがここに含まれるが、いずれも大規模な団体向けの制度であり、本稿で扱うような小規模非営

利公益団体に適した制度ではない。後者のうち非営利団体の法人類型としては、社団法人¹⁴ (Verein)、財団法人 (Stiftung)、有限会社 (Gmb-H)¹⁵、協同組合 (Genossenschaften) があり、小規模団体においては主に社団法人、稀に有限会社が選択される。特に非営利を目的とした社団法人は登記社団 (eingetragener Verein) といわれ非常に簡易な方法での法人化を認められており、萌芽的段階の非営利公益団体に適した制度となっている。

法人格の取得と優遇税制制度の適用に関しては管轄機関が違い、前者は区裁判所、後者は税務当局が担当する。そのためか、法人格の取得は優遇税制の適用とは直接に関係しないという特徴がある。ドイツ全体で登記社団を含めた非営利団体は約100万団体あり、そのうち約35万団体が後述する税の優遇を受けている。

ドイツ民法では、第21条で非営利の社団法人の設立を規定しており、非営利目的の社団は、代表者の住所地または事務所の所在地を管轄する管轄区裁判所に登録¹⁶することによって、権利能力を取得するとあり、準則主義による設立となっている。設立要件としては、(1) 7人の社員¹⁷、(2)目的・名称・住所・社員資格の得喪、社員の出資・理事・総会召集方法等の記載のある定款、がありかつ(3)非営利性、が必要となる。

2.4 イギリスにおける非営利団体の法人格取得と統治

イギリスにおいては、非営利団体のみに対応した法制度は存在せず、非営利公益団体が法人格を取得しようとする場合には、1985年会社法(Companies Act)による、保証有限会社(company limited by guarantee)の法人類型を選択するのが一般的である。イギリスで営利会社が通常利用する株式会社によっても法人格を得ることができるが、一般的ではない。また同様に無限責任会社の形態であっても法人格を得ることができるが、ほとんど利用されていない。そして、優遇税制の適用を希望する団体²⁰は、チャリティ委員会に対しチャリティ登録を申請し、登録されると公益団体として認定され、所得税・法人税等に関する優遇税制の適用となる。

る。社員の資格の得喪に関して、政府による規制は特に存在しない。また、いわゆる基本財産の額に関する規制は特に存在しない。非営利公益団体が法人格を得る場合、この法人類型がもっとも多く用いられている。

また、税務当局によって、排他的かつ直接的に公益目的、慈善目的又は教会目的を遂行すると認定された社団¹⁸は、法人税制¹⁹、寄付税制などの面で優遇される。認定は税務当局が職権で行うものであり、団体の申請によって行われるのではない。

今まで述べたことからもわかるように、ドイツの場合、非営利公益団体が法人格を得ることは非常に簡単であり、その中から公益性を認定されたものが優遇税制の適用を受けるという制度になっている。

保証有限会社とは、社員が社員の地位にある間又は退社後1年以内の会社清算の際に当該会社の負債に対し、あらかじめ予め出資を引き受けた額の限度で有限責任を負うのみで、株式を発行することができない会社形態である。前述のように、ボランティア団体の法人格の取得に当たっては、この法人類型が伝統的に利用されている。設立にあたっては、会社名・事務所所在地・会社の目的等を記した定款、役員及び事務長の氏名、および事務所の所在地の詳細を記した書類などを、法人庁(Companies House)に登記することで成立する準則主義である。社員の人数は1人でもよく、最低資本金の制度(株式会社の場合は5万ポンド)はない。また、社員の構成要件に関する規定も定款に委任され

ており、法的な規制はない。保証有限会社は1985年会社法の規定がほぼすべて適用となり²¹、法人庁に対し年次会計報告書・税務報告書を毎年提出し、年次総会を開催しなくてはならない義務を有している。

また、信託・法人格のない社団・会社等、法人であるか否かにかかわらず、公益目的で設立されたものはチャリティ法に従い、チャリティ委員会（Charity Commissioners）の管理する登録簿に登録され、チャリティ²²となる。チャリティの登録と優遇税制は直接に結びつくが、

審査は独立した行政機関であるチャリティ委員会が行い、税務当局である内国歳入庁は意見を述べることができるのみである。登録が認められると、年次報告書の提出などの義務を負う。

イギリスにおいては、法人格の取得は非常に簡単であり、それらのうち公益性を認定されたものが優遇税制を受けることができる。公益性の認定と優遇税制の適用認定を、税務当局である内国歳入庁ではなく、独立した行政機関であるチャリティ委員会が統一的に行っているという点は他国と異なる。

2.5 オーストラリアにおける非営利団体の法人格取得と統治

オーストラリアにおける非営利団体のための法人類型には、保証有限会社（company limited by guarantee）と、非営利社団法人（non-profit incorporated association）の2つがある²³。前者は各州の会社法²⁴を根拠法とし、無配当有限責任である。従来はこの保証有限会社が多く用いられてきたが、各州非営利社団法人法（Association Incorporation Act）を根拠とする非営利社団法人制度が各州で浸透するにつれ、こちらが主流となってきている。州によっては、保証有限会社と非営利社団法人は、相互転換が可能である。

英連邦加盟国であるオーストラリアにおいてはイギリスと同様に、会社法を根拠とする保証有限会社制度による非営利公益団体の法人化が一般的であった。保証有限会社は、イギリスの場合と同様に、社員が社員の地位にある間又は退社後1年以内の会社清算の際に当該会社の負債に対し、あらかじめ予め出資を受けた額の限度で有限責任を負うのみで、株式を発行す

ることができない会社形態である。

設立に当たっては、会社法の規定により、連邦証券委員会（Australian Securities Commission = ASC）の認可を得て法人登録することにより設立される。5人以上の社員、3人以上の役員と、事務長1人が必要であり、会社の組織運営に関する基本事項を規定した「基本定款（Memorandum of Association）」と、会社の内規を定めた「通常定款（Articles of Association）」を定めなくてはならない²⁵。設立後は、年次報告書・監査証明付会計報告書・役員に関する報告書などをASCに対して提出することが義務となる。

近年、非営利団体の法人化に保証有限会社形態は用いられなくなっている。その主な理由は、連邦政府による会社規制の強化による。1980年代にそれまで各州で定められていた会社法の統一化が行われ、ASCが創設されたことを受けて、会社法・証券法分野での連邦規制は強化された。保証有限会社は、株式会社など営利を目的とし

た会社形態よりもさらに強い規制を受けることになったこと、また規制によってコンプライアンスコストが増加したこと、そして1960年代から各州が制定した非営利社団法人法によって法人格を得ることができることになったことから、この法人類型を回避する傾向が強くなった。そのため現在では、各州の非営利社団法人法が許容する目的以外に該当する事業を行う場合、複数の州にまたがって事業を行う場合を除き、余り用いられなくなっている。

設立においては各州において違いがあるものの、いずれも簡便な制度が用意されている。おおむね、最低限の社員数と、定款の提出を必要とする。ただし、州によっては非営利社団法人の設立に先立ち、設立の意思を新聞に広告することを求める州もある。法人設立申請が行われれば、州の所管部局は形式的審査を行い、「法人設立証書 (certificate of incorporation)」を交付によって、法人格を得ることとなる。設立後は、「年次報告書 (annual returns)」と「提示報告書 (returns)」の提出が義務となる。

各州の社団法人法は社員権資格を定款の必要記載事項としている。社員の資格の喪失に関しては各州の法人法はなんら規制を課しておらず、団体の内部統治に任せている。ただし、人種差

別法や性差別禁止法に抵触する事例に関しては、原則として違法とされている。

また、オーストラリアにおいては非営利団体がいかなる根拠法をもって法人格を得たとしても、法人格の取得によって優遇税制の適用を受けるということはない。連邦所得税に関しては、国税庁 (Australia Tax Organization) の審査に合格して、課税除外の資格を得る。資格を得ると、非収益事業に限らず、収益事業等においても課税対象から除外される。申請は、いわゆる人格なき社団であっても申請することができる。優遇税制の対象は幅広く、非営利共益団体であってもその対象となる。免税適格審査は、旧来は一度認定を受ければ繁栄族的であったが、現在では税務調査時に行われる。

オーストラリアでは、法人格の取得はきわめて簡便であり、かつ優遇税制も収益事業の非課税など極めて団体に有利な制度となっており、その適用範囲も共益団体が含まれるなど広く行われている。非営利団体の側から見た場合、この制度は最良のものといっても良いのではないだろうか。ただし、これほどまでに広範囲に認めた場合、悪用の事例がないかどうかというかについて検討の余地があるものと考えられる。

3. 日本における社会的団体の法人格取得と統治についての検討

3.1 非営利公益団体の法人化に関する制度変化

本章においては、日本における小規模非営利公益団体に関する法人化の環境について、歴史的に検討する。大きな制度変更のあった特定非

営利活動促進法施行、および中間法人法施行をメルクマールとし、3つの時期に分けてそれぞれ検討を加えるものである。

3.2 特定非営利活動促進法施行以前の日本の状況

3.2.1 非営利団体が選択しうる法人類型

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行される1998年12月1日以前、非営利公益団体がとりうる法人類型は、以下のとおりであった。民法法人（財団法人・社団法人）、特別法による法人（社会福祉法人・学校法人・宗教法人・更正

保護法人など）中間的法人（組合等）、および商法法人（株式会社・有限会社・合名会社・合資会社）である。このうち、民法法人および特別法による法人は広義の公益法人として、非営利公益団体の法人類型として選択されてきた。

3.2.2 公益法人

民法第34条は、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定し、狭義の公益法人である社団法人・財団法人の根拠条文となっている。財団は、財産の集合による法人であり、理事会・評議員会がこれを管理する。そのため活動は現にある財産の運用による収益や寄付を財源としている。社団法人は、人の集合による法人であり、その社員の会費を活動の財源としている。公益法人の設立は許可主義であるため、法律の定める要件を備えた上で、主務官庁の許可を必要としている。そして許可不許可に関し

ては、主務官庁の自由裁量に委ねられている。社団法人における社員の資格の得喪に関しては、定款で定めれば足り、法令上の規制はない。

設立には、公益性・団体性・永続性の三点が必要とされている。公益性とは、一般に不特定多数の利益となるか否か、団体性とは運営を支える会員の数、永続性とは、運営に必要な財政基盤が確立しているか否か²⁵である。このうち永続性の要件において、主務官庁は小規模非営利公益団体には不可能な、極めて多額の基本財産を求める傾向がある。²⁷ このため、小規模非営利公益団体の公益法人による法人化は実質的にその道を閉ざされているといえる。

3.2.3 特別法による法人

特別法による法人には、社会福祉法人・学校法人・医療法人・更正保護法人などがあり、これらは広義の公益法人である。これらの法人は財団法人に近い制度となっている。これらの法人は認可主義であり、法律の定める用件を具備して主務官庁の認可を受けることによって設立される。許可主義と違い、要件を備えていれば主務官庁は必ず認可しなければならない点が、許可主義と異なっている。

この中で、社会福祉法人はもっともいわゆるボランティア団体的な非営利公益団体向けの法人類型である。設立目的が社会福祉法第2条に規定される目的に適合しなければ、この法人類型を選択できない。また、認可要件にあたり、社会福祉法は第62条4において、「都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲

げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。」とし、以下の5つの基準を定めている。第1に当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること、第2に当該事業の経営者が社会的信望を有すること、第3に実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること、第4に当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること、第5に脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと、である。そのため、実際に

3.2.4 中間的法人および商法による法人

組合などの中間的法人および商法による株式会社などの法人類型は、本来公益事業を行うための法人類型ではない。そのためとえ法人格を得ることができたとしても社会的認知の面で問題があるため、選択されることは非常に少な

3.2.5 優遇税制

公益法人は、公益事業に関しては非課税である。収益事業に関しては、法人税法施行令5条の定める物品販売業など33の業種に該当する収益事業に関しては、優遇税制が適用され、その税率は商法法人に適用されている30%より軽減され、22%となる。

また、特定公益増進法人制度によって、法人への寄付が税制上の優遇を受けることができる。この制度は、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設定された法人のうち、教育や科

設立する場合には県による基準とともに上記の基準に適合しなくてはならないため、一定額の基本財産²⁸や、理事構成に制限がある²⁹など、小規模団体が法人格を得るには難しい制度となっている。

他の法人類型も、社会福祉法人と同様で、一定の基本財産・理事構成の制限などの制限があり、小規模団体が法人格を得るのに適切な制度ではない。そのため、あらかじめ資産を持つ団体や、大規模に成長した団体にのみが選択できる法人類型であった。

い。しかし、商法法人は準則主義であり、商法で規定された法人として認められる要件を具備していれば法人格を取得できるため、もっとも簡単に法人格を取得できるというメリットが存在する。

学の振興、文化向上、社会福祉への貢献その他「公益の増進に著しく寄与する法人」として、所得税法施行令第217条と法人税法施行令第77条とに規定されているもので、特定公益増進法人に対する寄付は、その支出について税法上の優遇措置を受けることができる制度である。約26,000の公益法人のうち、約900団体が特定公益増進法人となっている。なお、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人は、原則として特定公益増進法人として取り扱われる。

3.2.6 問題点

NPO法成立以前の問題点は、第一に、当時の

法人類型は全てある程度以上の規模の団体を対

象としたものであり、小規模非営利団体向けの法人類型は用意されていなく、そのため法人格を得ることが極めて難しい状態であったことである。第二に、優遇税制も法人化された広義の

公益法人に限られていたため、同様に小規模非営利団体には適用されない状態であった。よって、この時期は、小規模非営利団体のための制度はほとんどないといってよい状態であった。

3.3 中間法人法制定以前の日本の状況

3.3.1 特定非営利活動促進法の制定経緯

市民活動団体に対する法人格の付与に関する論議は、阪神・淡路大震災後から議論されてきたと言われることが多いが、実際にはそれ以前から積極的に議論されてきた。その主なものを挙げると、1994年にはシンポジウム「市民活動を支える制度を考える」の開催や東京ランボの「市民活動推進法・試案」や、国民生活審議会総合政策部会市民意識と社会参加活動委員会報告「自覚と責任ある社会へ」によって関係法律の整備を求める動きがあった。「市民活動を支える制度をつくる会シーズ」が結成され、社会党や新党さきがけ（当時）においても市民活動の支援についてのプロジェクトチーム設置などが行われてきた。毎日新聞の1995年1月16日の社説では『NPO「草の根組織の」法人化を』を取り上げられた。「自覚と責任ある社会へ」ではこの時点において既にNPO・NGOへの支援策として法人格を取りやすい「中間法人」制度の創設を提唱していた。

1995年1月に阪神・淡路大震災が発生し、こ

の際に行われた市民ボランティア活動の成果によって、市民ボランティア活動への認知は急速に高まった。1995年1月27日の衆議院予算質問において、五十嵐官房長官（当時）はボランティア支援立法の用意があることを回答し、同年2月3日には関係する18の省庁による「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」が設置され、事務局は経済企画庁に置かれることになった。同年3月8日には新進党は「明日の内閣」において「ボランティア基本法案」を取りまとめ、議員立法として参議院へ提出するも、廃案となっただ。その後も市民団体や政党から数々の案が考案された。そして平成9年に与党3党と民主党によって「市民活動促進法案」が提出され、同年12月12日の国会閉会に伴い継続審議とされた。平成10年2月26日に「市民活動促進法案」を「特定非営利活動促進法案」と修正し、同年3月19日に衆議院で可決され、同年12月1日より施行されることになった。

3.3.2 特定非営利活動促進法の概要

特定非営利活動促進法は、民法第34条の特別法である。第1条において「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を初めとする市民

が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」としている。しかし実際には非営利活動を行う団体のうち、

既に民法第34条など他の法令を根拠として法人格を付与されている団体があり、この法律は民法や、NPO法以前の特別法による法人格を得ていない団体に対してのものである。このような団体には小規模なものが多い。また、この法律は非営利公益の団体に対するものであり³⁰、非営利非公益の団体のうち、民法第34条等で法人格を付与されていない団体に対する法人格の付与は中間法人法の成立を待つことになる。

民法第34条等による法人格の付与は、主務官庁の許可を必要としたが、特定非営利活動促進法は認可制とし、法律に明文化された設立要件を全て満たしていれば必ず認証しなければならないという形で主務官庁の自由裁量を狭めている

る。また、設立認証・不認訟の期間を制限しており、不認訟の場合は理由を文書化して申請者に交付しなければならない。また、基本財産が不要であり、公益法人と比較すると短期間で設立することが出来る。そのため、小規模非営利公益団体が、簡単に法人格を得るという道は、この法律の施行を持って整備されたといってよい。ただし、社員の資格の得喪に関しては、同法第二条一イによって設立予定団体に対し要件として、定款において「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」という規定が存在し、これは実質的な運用として、「誰でも社員となることができる」ようにしなくてはならないという問題がある。

3.3.3 優遇税制

特定非営利活動法人は、公益事業に関しては非課税である。一方、収益事業に関しては、商法法人と同様の課税となる。また、公益法人における特定公益増進法人と同様の制度がNPO法

人にもあり、「認定NPO法人制度」と呼ばれている。ただし、NPO法人約36,300団体中³¹、93団体しか認証を受けておらず³²、極めて適用例の少ない制度となっている。

3.3.4 特定非営利活動法人制度の問題点

特定非営利活動促進法は、前述のように市民活動団体が今まで公益法人等でしか法人格を得ることが難しかった時代と比較して、非常に簡単にかつ短期間に法人格が取得できるようになったという点で評価できる。しかし、非営利公益法人に対しての法律であるために非営利非公益法人に関しては法律の枠外であることから、市民活動団体のうち全てがこの法律の適用を受けるわけではない。また公益の定義があいまいであり、間接公益がどこまで認定されるのかが不明確である。公益と共益の差が極めてあいまい

であることによって、ある団体が非営利公益団体であるのか非営利非公益（共益）団体であるのかの境界が不明であるため行政の裁量が残されている。そのために共益制の強い団体であっても認可される可能性を残している³³ことである。

さらに、団体からの視点から見ても法律にはいくつかの問題が残されている。第一に、公益法人ほどではないにせよ、申請から認証までの時間がかかりすぎることである。4ヶ月近い期間が必要となることは、実務的には未だ長いと

いわざるを得ない。また、申請が極めて煩雑であることによって、本来の市民活動に割くべき時間が削られるという問題も発生する。これは設立後の運営の場合においても同様であり、所管庁に提出する会計等の書類の作成も煩雑である。これらは逆進性があり、規模が小さい団体ほど負担が大きくなるということになっている。第二に、公益法人の場合は認められている、社員の資格の喪失に関する制限をかけることができない。これは、社団法人等の場合は、社員の資格取得要件として社員による推薦や理事会の決議を必要とすることが出来るが、NPO法人の場合は同法第2条第2項一のイによってこのような制限を課すことが出来なくなっている。これは、市民活動団体が気の合う仲間によって構成される場合が多いことに対し、全くの他人で

3.4 中間法人法制定以後の日本の状況

3.4.1 中間法人法の成立過程

中間法人制度は、1974年10月から法制審議会民法部会財産法小委員会において審議課題として取り上げられたものの、容易に結論が得られなかつたために審議が中断されていた³⁴。1996年7月に与党行政改革プロジェクトチームは、「公益法人の運営等に対する提言」を発表し、その中で「民法の見直しを開始し、準則主義による非営利法人の設立・廃止を可能にすることも含め検討する。」と提言した。同年9月には、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、公益法人に関しては、「同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの」、「特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、

あっても入会させることが出来るようになることになってしまふ。これは大量の人間の動員によりいわゆる乗っ取り行為を行われた場合に对抗することが非常に難しくなってしまうことを意味する。NPO法人に課せられる上記の要件は、運営の透明化、適正化などを求めた趣旨のものであり、一概に否定することは出来ない。第三に、認定NPO法人制度のハードルが高すぎるため、実質的に利用できない状態となっていることである。

この時点では、小規模非営利団体が法人格を得て活動していく場合、法人格を簡単に得ることができるようになったものの、内部統治の面で不安が残り、優遇税制の面では極めて厳しい道が拓けたという状態である。

相互救済等を主たる目的とするもの」、「後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの」は、公益法人としては適当でないという基準を示した。そのため現行の公益法人の中には、設立経緯から検討しても同基準から外れるものがでるため、これらの法人については「法人に関する抜本的改革を待って対応する」とした³⁵。これをうけて、1996年10月、法務省内に法人制度研究会が設置され、公益法人の営利法人への転換と、中間法人制度のあり方を検討することとなった。同研究会は1999年9月に中間法人制度の創設に関する報告書を取りまとめた。同月、法制審議会民法部会は、法人制度分科会を設置し、25年ぶりに中間法人制度に関する検

討と、中間法人法の要綱作成を開始し、2000年2月に「中間法人（仮称）の制度の創設に関する要綱中間試案」を報告した。続いて同分科会は法制審議会制度部会に移行し、2001年1月に「共同法人（仮称）制度の創設に関する要綱案」を取りまとめた。この案は法制審議会で部会原案の通り採択され、同年2月に要綱として法務大臣に答申された。法務大臣は要綱に基づき法案を策定し、同年6月に中間法人法が成立した。

3.4.2 中間法人制度の概要

中間法人法では「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、この法律により設立されたもの」と定義している。従って、不特定多数の者の利益を図ることを目的とする公益法人と異なり、また対外的活動により得た利益を社員に分配することを目的としない点において営利法人と異なる。同窓会、親睦団体、同好会などが想定されているが、何らかの活動を行うために任意に結成される社団であれば営利法人である会社を除き中間法人としての法人格取得が可能である³⁷。

中間法人には、有限責任中間法人と無限責任中間法人との2つの法人類型がある。有限責任中間法人は、社員が法人の債権者に対して責任

ただし、中間法人法の制定に伴い、本来は非公益かつ非営利目的の団体たる性格を有していながら、中間法人制度が存在していなかったために法人格を取得した公益法人の中間法人への組織変更の制度を設けることが検討されたが、コンセンサス不足により盛り込まれなかった。これには、財団法人から中間法人への移行が本質的。理論的に可能であるか疑問であるとの意見がある³⁶ことにもよる。

を負わない一方、中間法人の設立及び運営について、おおむね有限会社に準じた規定が設けられている。無限責任中間法人は、社員が法人の債権者に対して責任を負う一方、中間法人の簡易な設立及び運営が可能となるよう、おおむね合名会社に準じた規定が設けられている。設立に関しては準則主義が採用されている。

有限責任中間法人は、大規模な同窓会のようなある程度多数の人によって構成され、社員同士の結びつきがさほど密接なものではない団体を想定した法人類型である。また、300万円の最低基金が設定されていることから、小規模非営利団体が法人格を取得する為に用いるには妥当でない点が多い。

3.4.3 無限責任中間法人制度

無限責任中間法人は、小規模な同好会など比較的少人数で構成され構成員の人的結合関係が強い社団のために、簡易な設立及び運営が可能となる法人類型として規定されている。これは合名会社に近く、基本的に合名会社にかかる規

定に準じた規定を設けているため、社員総会、理事、幹事といった機関が存在せず、社員全員が業務の執行にあたり、定款の変更その他の重要な事項は総社員の同意によるのが原則となっている。その他、設立、管理運営、解散・清算等

について、概ね合名会社に準じた規定が設けられている。社員は法人に対して出資義務を負わない一方、法人の財産に対する持分を有しない。また基金を必要としていない。設立手続きは定款等の作成と設立の登記のみで済み、非常に簡便である。合併に関しては中間法人同士としか

3.4.4 中間法人による非営利公益事業活動

中間法人法では、第二条第一項によって中間法人は社員に共通する利益を図ることを目的とすると定めている。そしてここにいう利益は社員の経済的利益のみならず社員相互の親睦を深めることや社員が共同して一定の活動を行うことにより、精神的な満足を得るなどの非経済的利益も含まれると解されている³⁸。中間法人法において、中間法人が行うことのできる事業について、格別の制限は設けられていない。また、公益的事業及び収益事業を行うことについての妨げもない。また、神奈川県県民活動推進センターなど公設のNPO活動支援組織でも、法務省作成の中間法人に関するパンフレットを置くなどしており、非営利公益活動団体を中間法人制度の対象としている。ただし、中間法人が本来

できないこととなっている。しかし解散の際にには、残余財産の帰属は総社員の同意によって定めることになっているため、例えば規模が大きくなってきた場合に、特定非営利活動法人や、公益法人等へ移行することも可能であると考えられる。

の目的として公益活動を行うことには積極的な意見³⁹と消極的な意見⁴⁰がある。

社員の資格の得喪に関する規定は、当該中間法人が定めることとなっている。したがって、突然多数の者が社員の資格を得て当該法人の運営方針等を大幅に変更するといった心配は、回避することができる。また、その設立には準則主義が採用されている為、認可を必要としない。また合名会社制度に準じていることから、設立手続きも簡素化されている。よって、法人格を取得するまでの時間が大幅に短縮されることとなる。また、所管庁への報告の義務もないため、そういった準備にたくさんの時間を取られることもない。

3.4.5 優遇税制

中間法人に対する課税は、商法による法人と同様に行われ、優遇税制などの措置はない。また、当該中間法人に寄付を行ったものに対する

税制上の優遇措置もない。この点において、中間法人は一般的な株式会社等となんら変わりのない扱いとなっている。

3.4.6 中間法人法による法人化での問題点

中間法人法の制定によって、小規模非営利公益団体が簡単な手続で設立でき、かつ安定した統治が可能な法人類型がここにいたって準備さ

れたといえよう。しかしながら、未だ問題点は解決されていない。なぜならば中間法人が原則として共益を目的としている以上、中間法人法

による法人化は政策的・税制的支援を受けることができないという問題を抱えているからである。

3.5 小規模非営利団体の法人化に関する制度変化の影響

日本における小規模非営利団体の法人化に関する制度は、前述のように変遷してきた。すなわち、NPO法制定以前の法人格を得ることも優遇税制も困難であった時期、NPO法の制定によって、内部統治に不安が残るものとの比較的簡単に法人格を得ることができ優遇税制の適用も極め

て少数ながら認められるようになった時期、そして、中間法人法の制定によって優遇税制は適用にならないものの簡便に内部統治に不安のない法人格を取得できるようになった時期、である。次章において、これらを踏まえた上で、中間法人制度創設の影響について検討する。

4. 結論

4.1 中間法人制度成立の効果

前述の海外における非営利法人の例では、扱った全ての国が小規模非営利公益団体に対し簡便な形での法人格取得制度を提供している。そして、法人格を得た団体は、社員の資格の得喪に関して自己決定権を有している。また、優遇税制の適用に関しても多くの団体に対して認められており、かつそれらは小規模非営利公益団体に対しても多く適用されている。このように、諸外国では小規模非営利公益団体が萌芽する環境整備は一通り行われている。一方日本においては、1998年の特定非営利活動促進法施行によって小規模非営利公益団体にも法人格取得制度が提供された。しかし、社員の資格の得喪に関する自己決定権を有せず、また公益事業に関して非課税であるほかは、極めて間口の狭い認定

NPO法人とならなければ、それ以上の優遇税制がないという問題があった。

そして2001年の中間法人法施行によって、無限責任中間法人制度を利用することによる簡便な形での法人格取得制度が整備された。中間法人法による法人化は、社員の資格の得喪に関する自己決定権を有するものであった。ただし、事業に関しては商法法人と同様に課税されるという問題点が残された。

しかしながら、法人格の取得という面では、中間法人制度の創設により、ついに日本でも、いわゆる「海外なみ」の制度が整った。こうして現在の日本では、双方に利点と問題を抱えたこの2つが小規模非営利公益団体の法人格取得の際の選択肢となっている。

4.2 過渡期の制度としての中間法人制度下での非営利公益団体の法人化

小規模非営利公益団体にとって、社員の資格の得喪に関する自己決定権を有した法人格取得

と優遇税制の適用を簡便に得ることができる環境が必要であり、第二章で挙げた諸外国ではこ

れが整っているものの、日本においては未だ完全には整備されていないことは、今まで述べてきた通りである。

中間法人を利用した法人化の例を想定すると以下の通りである。小規模非営利公益団体を立ち上げ、NPPまたはNPGの段階であるときに中間法人として法人格を取得する。この段階では活動はサークル活動に近く、不特定多数の公益を目的としているものの構成員の共益ということの重要度もきわめて高い。優遇税制に関しても、この段階では小規模であるために必要とするほどの財政規模ではない。また、この段階以後、活動に参加する人員の増加に伴って必ずしも全員を社員にするような形を取る必要はない。なぜなら財団法人のNPOであれば理事会が決定機関となっており会員に議決権が全くないような団体もあり、これと同様の形となるが運営上の不都合が発生するわけではない。また社員の増加には登記の変更を要すため、活動に参加する人が増えるたびに登記変更を行うことは合理的ではないためである。この段階が過ぎ、団体の活動に従事する人が増え、不特定多数が団体

へ入会するような段階に達した時点で特定非営利活動法人など、広義の公益法人の法人類型への移行を考えはじめる。この段階においては既に今まで団体の活動に参加してきた人たちを会員とし、ある程度の人数が確保できていることから、いわゆる乗っ取り等のリスクもかなり軽減される、この段階においては活動が進んでいる段階であり、活動はサークルというより市民活動団体となっている。広義の公益法人の法人類型に移行することによって政府又は地方公共団体からの補助金を得ることなどができる、優遇税制の適用も受けができるようになる。

このように、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による制度ができる以前では、団体の成長に従って別の法人類型へ移行するという方法論が一般化することによって、環境的に整備されていない日本の現状において、多くの小規模非営利公益団体が起業される環境を補完する方法があった。しかし、一般社団・財団法人法の成立によって、このような複雑な方法ではなく、より簡単に法人化ができるようになったのである。

4.3 一般社団・財団法人法施行以後の課題

今後のこの分野の課題として以下が挙げられる。第一は、NPO法による法人制度と一般社団・財団法人法による法人制度が競合しているため、団体の側はどちらがより運用に便利な制度かを選択する必要があることである。前者はただちに公益性が認められるのに対し、後者は公益の認定を受けなければ公益性が担保されない。しかし、事実上の二重制度であることは論を待たないだろう。第二は、これまでの社団法人・財

団法人が社会的にも公益目的の法人として認知されてきた一方で、一般社団・財団法人法による社団法人・財団法人は法律上公益を認められてないという差異がある。これは当初非営利公益団体がこれらの制度を使用することで公益活动を実施する際にはプラスに働くであろうが、悪用等による制度自体のイメージダウンが発生すると逆に活動に支障をきたすケースも考えられる。第三は、公益性の認定が依然として高い

ハードルであることである。この点は一般社団・財団法人法による制度であっても容易に解決する問題ではないことは明らかである。非営利活

動の振興のためには、このような問題の解決が課題であろう。

註

- 1 社団法人・財団法人・学校法人・社会福祉法人・更生保護法人・宗教法人・医療法人・NPO法人の合計である。
- 2 内閣府「NPOホームページ (<http://www.npo-homepage.go.jp/>)」内の都道府県における認証状況を総計。
- 3 社会貢献活動を行おうとする個人を指す。
- 4 数人で形成された社会貢献活動を行おうとするグループを指す。
- 5 同法第二条第一項イによって、設立予定団体に対し要件として、定款において「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」という規定が存在するが、これは実質的な運用として、「誰でも社員となることができる」ようにしなくてはならないという趣旨である。
- 6 野口昌宏「わが国の公益法人制度の問題と中間法人制度」大東法学第十六号（1989.3）
- 7 川井健他（1996）「ボランティア等の支援方策に関する総合的研究～ボランティア活動の支援とボランティア団体の法人化～」総合研究開発機構
- 8 能見善久（1998）「団体－総論」『ジュリスト』No.1126, P.48-52.
- 9 斎藤聰「法人制度研究会報告書の概要と中間法人法制の創設に向けた検討について」『金融法務事情』, No.1561, P.33-34.
- 10 相澤哲他（2000）「中間法人法制に関する各界意見の概要」『NBL』, No.697, pp.15-28.
- 11 関英昭（1998）「「中間法人」の「非営利法人性」」青山法学論集第40巻 pp.47-62.
- 12 相澤哲（2001）「中間法人制度の概要」『金融法務事情』, No.1615, pp.55-62.
- 13 大前千鶴子（2002）「無限責任中間法人の活用と設立手続－特定非営利活動法人（N P O 法人）との比較という視点から－」『市民と法』, No.15.
- 14 社団の定義は民法上規定されていないが、一般的には、多くの個人や法人などがある目的を達成するために、任意にまた継続的に集合した団体のことをいう。
- 15 有限会社は商法上の法人であるが、非営利事業を行うために非営利目的の会社を設立できる。会社は、代表者1名以上で、定款を公証人が認証すれば設立できる。設立に当たっては5万マルクの基金が必要であり、情報公開が義務付けられる。
- 16 ドイツにおいては、裁判所が登記業務を担当している。
- 17 登録後は最低3人の社員が存在することが必要である。
- 18 権利能力なき社団を含む。なお、英国法では財団法人という法人類型はない。
- 19 法人税法第5条第1項9号によると、「法人、団体、集合財産であって、その定款、寄付行為、その他組織の基本を定める根本原則およびその事業の実態から判断して、もっぱら、かつ、直接的に、公益的、慈善的、または教会目的を遂行するもの」が法人税免除の対象となる。
- 20 権利能力なき社団であっても申請することができる。
- 21 非営利団体に対する特例はほとんどない。ただし、以下のような特例が存在する。通常、保証有限会社は会社の名称中に「limited（有限責任）」を用いなければならないが、会社の目的が、商業、芸術、科学、教育、宗教、慈善又は専門職業の振興等にあり、かつ、基本定款において、会社の収入や生じた利益をそのような目的に使用し、社員に対する利益分配を禁じ、解散の際の残余財産を類似の目的を有する団体又は慈善の振興を目的とする団体に譲渡することを規定している場合には、一定の手続を経て、「limited」の用語を名称中に用いる義務が免除される。
- 22 チャリティとは、チャリティ法（Charities Act）第96条第1項によって「法人であるか否かを問わず、公益目的で設立され、公益団体に関する裁判所管轄権の行使において高等法院の支配下にあるすべての組織」と定義されてい

る。

- 23 その他協同組合・勅許法人という形態もあるが、小規模非営利公益団体に適合した制度ではないため、本稿では触れない。
- 24 会社法は各州ごとに定められているが、1990年よりその内容は連邦政府の提示する統一模範法を採用しており、その内容は同一である。
- 25 株式会社の場合は通常定款を定める必要がない。
- 26 1996年12月閣議決定による「公益法人設立・運営の基準」によると、「公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政基盤を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない」とされている。
- 27 長澤（1998）によると、「近時は設立における財団法人の基本財産を少なくとも1億円程度とし、社団・財団法人の予算規模を5千万円程度とする事例があったが、現在では基本財産は5億円程度は欲しいところである。」とのことである。
- 28 社会福祉法第25条に「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定されている。
- 29 例をあげると、大阪府では学識経験者や地域の福祉関係者を理事に加えることを認可の基準としている。
- 30 熊代昭彦「日本のNPO法－特定非営利活動促進法の意義と解説」ぎょうせいP.25参照
- 31 内閣府ホームページ「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」
<http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>
- 32 国税庁ホームページ「認定NPO法人名簿」
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/meibo/01.htm>
- 33 橋幸信／正木寛也「やさしいNPO法の解説」礼文出版P.59参照
- 34 斎藤聰「法人制度研究会報告書の概要と中間法人法制の創設に向けた検討について」『金融法務事情』, No.1561, P.33-34参照
- 35 相澤哲他「中間法人制度の概要」『金融法務事情』, No.1615, P.54参照
- 36 相澤哲他「中間法人法制に関する各界意見の概要」『NBL』, No.697, P.26-28参照
- 37 相澤哲・内野宗揮「わかりやすい中間法人法」有斐閣P. 5 - 7 参照
- 38 相澤哲／内野宗揮「わかりやすい中間法人法」有斐閣P. 7 参照
- 39 大前（2002）前掲
- 40 山野目章夫（2001）「中間法人法の意義と民法」『法律のひろば』, Vol.54, No.11, P.20-21.参照

参考文献

- Jody Blazek (1992) 「アメリカにおける非課税法人の設立手続と税務」ダイヤモンド社
相澤哲 (2001) 「中間法人制度の概要」『金融法務事情』, No.1615, pp.55-62.
相澤哲 (2002) 「一問一答中間法人法」商事法務研究会
相澤哲他 (2000) 「中間法人法制に関する各界意見の概要」『NBL』, No.697, pp.15-28.
相澤哲・内野宗揮 (2002) 「わかりやすい中間法人法」有斐閣
雨宮孝子他 (2000) 「全訳カルフォルニア非営利公益法人法」信山社
石村耕治 (1999) 「オーストラリアのN P O 法制と税制の構造」法律文化社
大前千鶴子 (2002) 「無限責任中間法人の活用と設立手続－特定非営利活動法人（N P O 法人）との比較という視点から－」『市民と法』, No.15.
川井健他 (1996) 「ボランティア等の支援方策に関する総合的研究～ボランティア活動の支援とボランティア団体の法人化～」総合研究開発機構
神作裕之 (2001) 「有限責任中間法人と無限責任中間法人－中間法人の二類型－」『金融法務事情』, No.1615, pp.4-9.
熊代昭彦 (2003) 「新日本のNPO法－特定非営利活動促進法の意義と解説」ぎょうせい

齋藤聰「法人制度研究会報告書の概要と中間法人法制の創設に向けた検討について」『金融法務事情』, No.1561, P.33-34.

齋藤力夫・渡辺俊之（2002）「Q&A中間法人の設立・運営の実務」新日本法規出版

更田義彦「Q&A中間法人法概説」三省堂

関英昭（1998）「「中間法人」の「非営利法人性」」青山法学論集第40巻 pp.47-62.

総務省（2002）「平成14年度版公益法人白書－公益法人に関する年次報告」財務省印刷局

総務庁行政監察局（編）（1985）「公益法人の現状と問題点」大蔵省印刷局

橋幸信・正木寛也（1998）「やさしいNPO法の解説」礼文出版

内閣総理大臣官房管理室（1998）「公益法人の設立・運営・監督の手引」公益法人協会

長澤栄一郎（1996）「社団法人財団法人の設立実務」同文館出版

中村陽一・日本N P Oセンター（1999）「日本のN P O／2000」日本評論社

中田裕康（1998）「公益法人・中間法人・NPO」ジュリストNo.1126 pp.53-59

日本公認会計士協会東京会（1979）「非営利法人の設立」第一法規出版

日本法令法人登記研究会（2006）「法人登記の手続」日本法令

能見善久（1998）「団体－総論」『ジュリスト』, No.1126, pp.48-52.

野口昌宏（1989）「わが国の公益法人制度の問題と中間法人制度」『大東法学』, 第十六号, pp.37-62.

野本俊輔他（2002）「詳解新しい中間法人制度」経済法令研究会

初谷勇（2001）「NPO政策と行政裁量－公益性の認定を巡って－」『The Nonprofit Review』, vol.1, no.1, 27-40.

平野嘉秋（2005）「新しい法人制度－多様な事業体の法務・税務－」大蔵財務協会

山野目章夫（2001）「中間法人法の意義と民法」『法律のひろば』, Vol.54, No.11, P.20-21.

山本啓他（2002）「N P Oと法・行政」ミネルヴァ書房



中村 仁（なかむら じん）

1976年生まれ。

【専攻領域】 行政学・公共政策

【著書・論文】

中村仁「業界による能力開発－ファッショング産業を例として－」『能力開発21』第30巻第3号、中央職業能力開発協会、2009年3月, pp.2-6

豊田雄彦、中村仁「シラバスデータベースシステムの開発とその活用についての提案」自由が丘産能短期大学紀要第41号、2008年6月, pp.95-104

【所属】 大学院情報学環

【所属学会】 日本政治学会、日本行政学会、日本公共政策学会、情報社会学会など